

## ○小松市スポーツ賞条例

昭和41年9月30日  
条例第36号

### (目的)

第1条 この条例は、スポーツの奨励と向上を図るため、優秀な活動状況から将来のスポーツ活動に期待できるもの、その成績顕著にして有能な選手、団体及び体育振興に功労のあったものに対し小松市スポーツ賞(以下「スポーツ賞」という。)を贈り、顕彰することを目的とする。

### (授賞の対象)

第2条 スポーツ賞を受けるものは、小松市民でなければならない。ただし、団体の場合は、小松市内の学校、職場又はスポーツ団体とする。

### (推薦の手続)

第3条 スポーツ賞を受けるものの推薦については、小松市体育協会、在籍する学校又は市長が認める社会体育団体より市長に行うものとする。

### (授賞の決定及び方法)

第4条 スポーツ賞の授賞については、小松市スポーツ推進審議会(小松市スポーツ推進審議会条例(昭和53年小松市条例第14号)第1条に規定する審議会をいう。)の審議を経て、市長が決定する。

2 授賞は、個人については表彰状及びスポーツ章、団体については表彰状を贈り、いずれも表彰額を末広体育館に常に掲げて顕彰する。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。